

議長（山本 陽一郎君） 続いて4番、水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 議長のお許しを得ましたので、2番目の質問者として質問させていただきます。

きょうの私の質問は3題でございます。1つは高齢者への福祉支援について、2つ目は老々介護について、3つ目が職員の制服についてでございます。

1番目の高齢者福祉支援についてということですが、私が福祉についての質問をさせていただくのは、この場に寄せていただいて、ちょうど10回目になりますが、初めてでございます。と言いますのは、前回の3月の質問でございますが、その時に私は資源ごみについての質問をさせていただきました。そんなことから、管内のお年寄りの方からお尋ねをいただきました。いろんな質問等もいただきまして、お話もさせていただきました。そんなことから、私も福祉のことを少し勉強させていただいております。このことにつきましては、後のほうでさせていただきます。

今回は高齢者福祉支援ということですが、特に独居老人についての支援対策について、お尋ねいたします。これの現状と課題、今後の取り組みについて、まず町長にお話をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 水谷議員から高齢者への福祉支援についてのご質問にお答えをいたします。

独居老人への支援策の現状につきましては、議員もご承知のとおり、ひとり暮らし高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、日常生活用具の給付事業として、電磁調理器や火災報知機、自動消火器の給付や老人用電話の貸与を実施しているほかに、町社会福祉協議会への委託事業として、食事を定期的に提供する配食サービスを実施しております。

また、心身に何らかの不安のある65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、安全の確保及び精神的な不安の解消を図るため、緊急通報装置を貸与しております。

次に課題といたしましては、ひとり暮らし高齢者は、地域と接点を持つことが少なく、経済的、健康面、犯罪等に巻き込まれる不安に関し、周囲に助けを求めがたい傾向にございまして、行政と地域住民が協働しながら地域で支える仕組み、すなわち「地域ケア」の構築が重要であると考えております。

当町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、「誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまち とういん」を基本理念として、高齢者福祉の充実、安心のまちづくりを推進していくため、認知症サポーター養成講座や地域ボランティアの人材育成など、地域住民による支え合いの支援策を積極的に進めていくとともに、本年度から実施します緊急医療情報キットの配布など、さらなる支援策に取り組ん

でまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

今の話の中で、日常生活の給付事業というようなものが、いろんなメニューがあるということをお聞きしたんですが、いろんなメニューを用意しておられるということで、特に私がこれはいいだろうなと思うものについては、電磁調理器なんか、これはいいなと思っております。それから緊急装置についても、わかりやすいなということをお聞きしております。

ちょっと私、聞き損じたかわかりませんが、独居老人が何名だったかなということと、いろんなメニューを受けられておる、いろんなメニューがあると思っておりますけど、とりあえず電磁調理器と緊急通報装置は何名いて、どれぐらいの人が受けておられるのかなということだけ、お話しいただきたいと思っております。

それから言葉的にあるかどうかわかりませんが、65歳以上の夫婦といいますが、老々夫婦という言葉があるかどうかわかりませんが、そういった方が、こういった給付事業は受けられるものがあるのかなのか。そういった支援が適用されるのかということについても、あわせてお答えいただきたいと思っております。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

担当部長のほうから答弁をさせます。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 先ほどの水谷議員ご質問の、独居老人のうち、身体的に障害のある方につきましては、独居老人307名のうち、身体障害者手帳所持者が37名、介護認定者が55名でございます。

老夫婦世帯につきましては、現在1,046名みえます。

また、日常生活用具の給付件数につきましては、現在自動消火器、電磁調理器等を給付してございます。

また、緊急通報装置の設置台数につきましては、5月末現在で60台設置してございます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

緊急通報装置については60台ということをお聞きしたんですが、電磁調理器は何件だったか、もう一度お願いします。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 昨年度実績は1台でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） 緊急装置については60台ですね。電磁調理器については去年は1台ということございまして、電磁調理器については、火災予防等でいいなという思いがございまして、私、高齢者福祉というようなパンフレットをいただきまして、これはいいなということで、お年寄りの方にお聞きしたんです。なかなか知らないというのですね。何か無料というようなことを書いてございしますが、こういうことを知らないわというようなことを聞きます。

独居老人の方であっても、健康な方もございまして、弱者の方もございまして。十人十色であろうかと思えます。皆さんに、あなたは電磁調理器をもらってくださいよとか、給食を取ってくださいよと、マンツーマンの形で言うことはなかなか難しいかとは思いますが、周知そのものがされておらんのではないかと。皆さん、いろいろとご尽力をいただいていると思えますが、その辺のところの周知はどうされているのかなということも、わかっている範囲内でお答えいただくとありがたいなと思えます。

よろしく願います。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 日常生活用具の周知方法につきましては、広報、町ホームページへの掲載のほか、介護認定申請時に高齢者福祉のパンフレットを配付し、周知を図っております。また、ケアマネージャによります福祉サービスのご案内も行っておりますし、各種団体への介護保険制度の講演時にも、制度の説明を行っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） いろんな媒体を使いながら周知されているということは、私はわからんことはないんですが、老人の方、まして独居老人の方が、新聞があるよ、広報がございましたよといったところで、なかなか理解ができないのではないだろうか。それをすべて民生委員の方なり職員が行って、納得するまでこうせいというようなことも、なかなか難しいことは承知していますが、当人がこのメニュー、これは欲しいな、いただくありがたいなというようなメニューがあれば、もっと利用していただけるんじゃないかと。欲しいな、給付していただきたいなというと、すべて行政は申請方式を取っておられます。当然だと思います。理解もできませんが、特にこういった年配の方については、申請しないからいただけないんじゃないかと。あなた知らないから、申請すればもらえるんだよというだけでは、福祉としての進め方もちょっと欠如しているんじゃないかという思いがございまして。

福祉の問題、私は本当にずぶの素人ございまして、理解してないところが多々あるかと思えますけど、この問題に入らせていただいたということは、先にもち

よっと申しましたように、高齢者といいますが、ひとり住まいの女性の方にお話をさせてもらう機会がございまして、資源ごみの話については聞かさせていただきました。私は大変足が弱いですと。資源ごみについては、県外にいる娘が2週間に一度来て、指定場所へ指定日に出しておりますから、これについては結構でございますと。できたら自宅の前に出していただく、そういう特例もつくっていただくとありがたいねというような話もございました。

私もそうしますという返事もできませんので、いろんな話し合いの中で、じゃあ一番困っていることはとお聞きしましたら、生ごみなんだそうです。生ごみについては週2回ということで、3日から4日のスパンで出していると。それを指定場所まで持っていくのは、娘なり、隣近所の方をお願いもできませんし、家の中でせんならんということ。3日、4日しますと、この夏これから大変においますし、極力、生ものごみは減らすようにはしておりますが、ちょっと考えていただけないかなという話もございました。

幸い、行政の方も生ごみに対しては理解がございまして、昨年は2万円限度でしたが、今年4月から、生ごみの家庭用処理機について、5万円限度で、購入価格の2分の1ということで、5万円の物を買えば2万5,000円ですか、10万円の物を買っても5万円までの補助がいただけるという補助もありますよという話をさせていただいたのですが、なかなか6万円、7万円の物を、半分いただくからといって、年金生活の方がおいそれと買うということは困難かと理解します。

そこで、独居老人に対していろんなメニューがございました。火災報知機とか緊急装置というようなこと等、いろいろ考えていただいておりますが、ここら辺を例えば独居老人とか老々世帯の方については、半分のところをできたらもう1万円とか7割負担とか、そういった助成措置ができないのかなという思いがございまして。

緊急通報装置についても、いろんなメーカー、通信会社ですか、回線をつないでやっておられるようでございますが、ある民間では、警備会社が戸の開け閉めによって、この人が生存しているかどうかの判定をして、余り動きのないときには、しかるべきところへ連絡するとか、あるいはガス会社が、ガスの使用量によって判断するとか、もう一つユニークなのは、動物印の電気ポットですね、もう皆さんおわかりだと思いますけど、電気ポットですが、お年寄りには朝晩とか昼、必ず定期的にお茶を飲むというようなことございまして、お茶の出し入れによって生活形態がわかるということで、電気機器会社と契約した商品も開発されてます。こういったことは月3,000円なり5,000円なり要するというので、年間4~5万円あれば、そういったものと契約して、県外の家族との連絡のシステムができる、安否が確認できる方法がありますけども、当然お金がかかるということでございます。

同じお年寄りであっても、目の悪い方、足の悪い方、健全な方、いろいろとあろうと思っておりますので、いろんなシステムを考えていただいた中で、せっかく考えてい

ただいても、私には利用できない、せつかくしても、もらうだけならもらおうかなという話では、生きた支援をしていただけないということもあろうかと思しますので、たくさんのメニューを行政なり皆さんで考えていただく。それから対象者なりに、こんなシステム、こんなことをやってほしいというようなメニューをどんどん出していただいた中で、昨今、お祝いものとかお見舞いのお返しに、「アズユーライク」といって、お好きな物をどうぞというようなシステムがございますが、こんなシステムも考えていただけないかなという提案でございますが、これに対して町長のご見解をいただきたいと思ひます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

ひとり暮らしとか、弱者に対する行政の取り組みは、先ほどいろいろ教えていただきましたことも検討させていただいておる経緯もございします。そのほかには「愛のひと声サービス」というんですか、月に何回か回っていただいて、確認もしていただいておる運動もございしますし、団地のほうでは、住民の皆さんが何でもサービスをさせていただきますよというような、そんな動きも出てきております。そして自分たちでお互いが助け合いをしていくんやというようなことで、そんな団地で動いておるような状況を全町的にできないかなということで、今、社協を中心に、いろいろのボランティアの皆さんがご支援をいただいております。

先ほどのポットの件も、以前に私は聞かさせていただいておりますし、検討もさせていただいた経緯もございします。いろいろのそんな動きは、よその状況もつかみながら、させていただいております。再度教えていただいたことを、私どもとしては検討をさせていただきながら、東員町らしい福祉のまちを目指してまいりたいと思ひますので、どうぞご理解をいただきたく思ひます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） ありがとうございます。今後、対象者に生きた支援をとということで、いろいろ考えていただきたいということで、検討するということですので、よろしく願ひいたします。

2番目の道路管理について、お尋ねいたします。

この用紙でございしますが（水谷議員図表を示す）、員弁川の右岸・左岸には大きな道ができておりまして、利用もたくさんされております。以前は松林のリヤカー道だったのですが、気がついたら立派な道になっているということでございします。右岸については国道365号バイパスということではっきりしておりまして、西は南大社の橋から東は中上までズドンと通って、いなべ市から通って四日市まで抜けますし、桑名まで通っているということで、皆さん大いに利用されております。

これはこれでいいのですが、きょうお伺ひするのは左岸道路でございします。左岸

道路といいますと、東員関係では、大木の端から東は筑紫の藤川の合流点のあたりまでが東員町の境かと思えますけど、この道がどうも私には理解ができません。通っておりますけども、どこからどこが道で、どういう道なのかということが、なかなかわかりにくい道やということで、今回質問をさせていただきます。この道の性格、つくられた背景、利用状況と今後の整備計画がありましたらお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 道路管理につきまして、お答えをさせていただきます。

ご質問の員弁川左岸道路でございますけども、員弁川河川管理用道路でございます。河川管理者である県と協議を経まして、員弁川左岸堤防を町道として、東員町の部分でございますけども、東員町区域内は町道として現在認定をして、利用をいただいております。

現在、町内の方をはじめ多くの方が日常生活道路として利用し、通行車両も多種多様となっておりますけども、いなべ市地内の道路進入口には、皆さんもひよっとすると目についてみえるかもわかりませんが、通行を制限する旨の立て看板が県により設置をされておりまして、河川管理用道路として、県が管理している旨を示しております。

あくまで本来であると、いなべ市地内は河川の管理用道路です。東員町地内の部分につきましては町道でございます。ということで、看板の設置につきましては、いなべ市地内が、いなべ市市道ではございませんので、県の管理となっているためということで、通行規制の看板が上がっております。少し誤解を招くことから、利用者にわかりやすい表現に改めていただくように、県へ要望をしていきたいと考えているところでございます。

ひよっとすると県も現在の職員はわかってないかもわかりません。東員町内の部分について、町道認定して町道であるということが、現在の職員はわからないかもわかりません。あの看板を見ますと、道路全体、大泉橋のところからずっと東へ向いて、河川管理の道路ですよという看板が上がっております。そんなことでございますので、少し変な表現がされておりますので、変えていただくように要望していきたいと思っております。

また、整備計画につきましては、右岸に国道365号線と続いて、県道桑名大安線の整備が進められております。念仏橋付近でございます。そういうことで、県としては左岸を整備する計画はないということでございます。ただ、必要な維持管理は行っていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番(水谷 喜和君) ありがとうございます。

議長のお許しを得まして、先ほど町長がわかっているということでしたけど、わからないといかんということで、看板があったということで、皆さんに見てもらおうかなということで(水谷議員表示を示す)ここから河川管理通路ということ。道路と書いてありませんね。一般の方はご遠慮くださいということで、桑名建設事務所というようなことが、もう少し大きいですかね、堂々と張られている。

「ここから」というような表示がございまして、正式には町長の言われるとおり、東員町から500メートルぐらい上ったところだと思いますけど、大泉橋の橋詰めにございまして、ここからということで、どこからかなと看板を探しましたら、ずっと東に下がりますと、先ほど言いましたように、東員町の東の端の藤川と員弁川の合流点の筑紫の、あれは多分、桑名地点になるかもわかりませんが、ここにも同じような看板が立ってまして、西へ向いています。「この先」という一言が違うだけですけど、この先、河川用通路というようなことをうたってます。

この部分については、いつからか通行どめになってますので、河川敷は通れませんということになってますので、これははっきりしてますけど、西のほうには、どんどんと一般の方も通ってますし、私もそういう看板が立っていることは気がつきませんでして、一部の住民の方から指摘がございまして、よく読んでみたら、通ってはいけないのかな、公用車は通っていいのかなというような思いもございまして、もう既に町のほうでは、この存在は知っていると、わかったということでございまして、速やかに関係機関と折衝をいただいて、こういった誤解のないように、せっかくある道を、皆さん円滑に通行していただくように。

我々はわかっていますのでよろしいけども、遠くから東員町へみえた方が途中で引き返したら、そのうち迷子になったりというように、せっかくそこまで来ていただいても、ああいう看板がある。まして、桑名河川建設事務所といった公の名前になっているということですので、直接、東員町の地には立っておりませんが、東員町に入るのは、あの道しかございませぬので、あれもメイン通りで、シルバー人材センターもございまして、今後、待避所もつくりますということでございまして、あそこで事実上、通せんぼをすることは、まちづくりにも少し障害になると思いますので、速やかな関係機関との連絡により、看板をなくしていただくことを望みます。

3つ目の質問でございます。職員の制服についてでございます。

制服については、民間では、ほとんど大きな会社については制服を今でも採用しておりますが、公共については、一部背広を買って、ひんしゆくを買ったところもございまして、いろんな考え方があろうかと思えますけど、質問をする前に、制服についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 職員の制服についてのご質問にお答えをいたします。

職員の制服につきましては、町民サービスと職員の規律の確保を目的といたしまして、制服の貸与を行っておりました。しかながら官公庁や企業において制服廃止の流れがありましたことや経費削減の観点から、平成14年3月31日をもって廃止をさせていただいたところでございます。

制服の廃止に伴いまして、来庁された方々の戸惑いが予想されましたことから、職員に対しまして名札着用の徹底をはじめ、職場に適した服装の基準例を示した「服装基準」を定めて、周知徹底を図ってまいりました。

同時に、必要に応じ着用を認めております作業服につきましても、服装基準に沿ったものであることといたしております。

また、環境に配慮した取り組みの一環といたしまして、夏季における執務室での節度ある軽装勤務、いわゆる「クールビズ」を今年度も実施させていただいております。

今後も職員の服装につきましては公私のけじめを自覚し、町民の方の信頼感を損なうことのないよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

服装でも、皆さん、事務所で着られるスーツ関係については、予算のこともあろうかと思えますし、理解できないことはないのです。制服を着ることによって、女性の方は嫌がる方もあると。また制服がいいとか、一時期いろんな論議があって廃止されたということは承知しております。

後で述べられた作業服でございます。いわゆる現業員が着る作業服でございます。我々いろんな災害があったらいかんということで、1着貸与されております。それから1年に1回あるかないかのセレモニーに着るために、こういった服は貸与されているのですが、日常、毎日現場に出られる方、現業の方は事務所にはほとんどいなくて、それぞれのおたくなり、違った場所へ行っておる方が、いくら清潔な服装をしておっても、ばらばらの服を着ていては、なかなか町民の方の理解も得られないのではないかということを私は思っています。たまたま知ってる人ならいいですけども、全く知らない人がばらばらの服を着て、仕事は丁寧にやっていただいても、なかなか町民の方の理解も得られんと思えますので、せめて町長、現業員だけでも、作業服の着がえも入れて最低2着ぐらいの制服の貸与というんですか、給付といういろんな問題がありますので、せめて貸与制度を考えていただけませんか。

ご返答をいただきたいと思えます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。



町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

現在の状況等、担当のほうから説明をさせます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

作業服等のご質問でございますが、今現在、職員には防災服として、よく目にさせていただいております、胸に「東員町」と入った作業服を着ていただいております。これにつきましては防災を基準といたしまして貸与いたしております、なかなか近代の物は持ちがよくて、調べてみますと13年に一斉に職員に交付をさせていただいて、その後、破損等があれば、申し出によってかえておる者もおりますが、ほとんどその時期に貸与した物を、今現在も使わせていただいております。かなり年数がたっておりますので、それらの買いかえにつきましては、本年度、防災安全課でございますが、防災服の買いかえを、外部の職員がジャージでございましたので、これを町内と同一にするという目的から、予算的には100着程度を予算化いたしております、職員がトータル200人程度でございますので、来年でおおよそ更新が可能かなというふうに考えております。

議員ご指摘をいただきました作業服につきましては、その場その場で作業が違いまして、現業職員というよりは、私どもはシルバーに委託しておりますので、全員が事務の一般職でございます。ただ、ご指摘のとおり、現場に多々出る職員もございますし、また内部ばかりの職員もございますが、今のところは職員にご理解をいただいて、私費で、私たちがスーツを買うのと同様に、作業服を買っていただいている状況でございますので、何かあれば防災服を着るように指示をいたしておりますし、その辺を含めまして、ご理解賜りたいと存じております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷議員。

4番（水谷 喜和君） 防災服は年に1回か2回しか着ないですね。そういった物を用意していただくのも結構ですけども、今、何百着用意せんならん必要性はないんじゃないかと思えます。

今、現業職ではないと言われましたが、そういう服を着てご家庭の中へ出向いているというのが現状でございますので、普通、作業服を着なければいいですよ。着てる以上は行政なら行政らしく、民間なら民間の会社らしく進めていただきたいなと。

先ほど話がありましたように、助成団体のシルバーの方もしっかりとネームを入れて現場へ出ておりますので、現業員ではないと言われましたけども、現業員でなくてもあっても、スーツを着ない仕事をしている以上は、そのような計らいがあってもいいんじゃないかと。ばらばらの服装では、中ではいいですけども、外ではなかなか理解されないのではないかという思いでございますので、予算のこともあると

思いますけども、そういったことの計らいもしていただくようお願いいたしまして、きょうの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。